

議案第10号

鹿屋市情報公開条例の一部改正について

鹿屋市情報公開条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市情報公開条例の一部を改正する条例

鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第18条」に、「第18条—第20条」を「第19条—第21条」に、「第21条—第26条」を「第22条—第28条」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、鹿屋市（以下「市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼の下にある公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

第2条中「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 市の図書館その他の実施機関の施設において、一般の利用に供することを目

的として管理されているもの

第3条中「とともに」を「ものとする。この場合において、実施機関は」に改める。

第4条の見出しを「(適正な請求及び使用)」に改め、同条中「公文書の開示を請求するもの」を「この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者」に、「従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報は、これを濫用して第三者の権利等を害することのないよう、」を「即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を」に改める。

第5条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
- 3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。
- 4 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

第6条中「前条」を「前条第1項」に、「より公文書の開示請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書」を「よる開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

第6条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第7条を次のように改める。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該

事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地

方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条中「前条各号のいずれかに該当する不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報を除いて、公文書の開示をしなければならない」を「不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第8条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第9条中「不開示情報」の次に「（第7条第1号に該当する情報を除く。）」を加える。

第10条中「実施機関は、当該開示請求」を「開示請求に対し、当該開示請求」に改める。

第11条の見出し中「決定等」を「措置」に改め、同条第1項中「速やかに」を削り、「その決定の内容等」を「その旨及び開示の実施に関し必要な事項」に改め、同条第2項中「とき（）」の次に「前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る」を加え、「速やかに」及び「及びその理由」を削り、同項後段を削る。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第12条第2項前段中「実施機関は、事務処理上」を「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上」に改める。

第13条中「の相当の部分につき、」を「のうちの相当の部分につき」に、「残りの部分について」を「残りの公文書について」に、「することができる」を「すれば足りる」に改め、同条後段中「実施機関は」の次に「、同条第1項に規定する期間内に」を加える。

第15条第1項中「以下」の次に「この条、第20条及び第21条において」を加え、同条第2項第1号中「第7条第1号オ又は同条第2号ア」を「第7条第2号イ又は同条第3号ただし書」に改める。

第16条第1項中「図面」を「図画」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関で定める事項を申し出なければならない。

第16条に次の2項を加える。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第26条を第28条とする。

第25条を次のように改める。

(適用除外)

第25条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

第25条を第27条とする。

第24条の見出しを「（出資法人の情報公開）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人等であって、

規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第24条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第24条を第26条とする。

第23条の見出しを「（情報の提供に関する施策の充実）」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第22条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第3章中第20条を第21条とする。

第19条中「第18条」を「第19条」に改め、「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第1号中「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条を第20条とし、第18条の2を第19条の2とする。

第18条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条第1項中「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく」を削り、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、「当該審査請求に関する事項について、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）に規定する鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改め、同項第1号中「である」を「であり、却下する」に改め、同条第2項中「行政不服審査法」の次に「（平成26年法律第68号）」を加え、同条を第19条とする。

第2章中第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

附則第4項中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

3 鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年鹿屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「第2条第2号」を「第2条第2項」に改める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開制度の適切な運用を図るため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。